

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----|--------------|
| 学校適正配置等調査特別委員会会議録 | | | |
| 日 時 | 平成 22 年 4 月 23 日 (金) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 散 会 | 午後 4 時 0 1 分 |
| 場 所 | 第 2 委員会室 | | |
| 議 題 | 継 続 審 査 案 件 | | |
| 出席委員 | 佐々木委員長、山田副委員長、千葉・成田（祐）・菊地・ 齊藤（陽）・佐藤・山口・北野 各委員 | | |
| 説明員 | 市長、副市長、教育長、総務・財政・教育各部長 ほか関係理事者 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> | | | |

～会議の概要～

○委員長

会議に先立ちまして、本日は人事異動後初の委員会でありますので、部局ごとに異動した理事者の御紹介をお願いいたします。

総務部から、順次、御紹介願います。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、斉藤陽一良委員を御指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「『学校再編についての地区別懇談会』について」

○（教育）荒木主幹

「学校再編についての地区別懇談会」について報告いたします。

前回、3月16日の学校適正配置等調査特別委員会において、平成22年度から「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」に基づく地区実施計画の策定に向け、さきに示した「ブロック別学校再編プランの検討のために」を用い、保護者や地域の皆さんと協議を行っていきたい旨の報告をさせていただきましたが、このたび、地区別懇談会の開催日程が決まりましたので、報告いたします。

まず、地区別懇談会の日程についてですが、5月17日から7月22日までの期間とし、市内の小中学校41校を対象に開催いたします。開催会場は36か所となりますが、これは昨年開催しました基本計画（素案）地域説明会の際、参加された方から小中学校合同の開催要望があったことから、対象校のPTAの意向を確認し、希望があった学校については小中合同開催としたことによるものです。これにより、小中合同開催は、潮見台小・中、塩谷小・中、最上小と松ヶ枝中、望洋台小・中、朝里小・中の5か所となります。

地区別懇談会は、午後6時30分からの開始を基本としておりますが、各小中学校PTAの意向により、PTA行事など保護者が多く集まる機会に合わせたほか、できるだけ多くの地域の皆さんに参加いただけるよう、その地域の祭典などイベント時期を避け、日程を調整いたしました。

なお、南小樽地区ブロックのうち、小学校Aグループの量徳小、潮見台小、若竹小の3校については、新病院建設の関連から、この地区別懇談会の日程以外にも開催することがある旨伝えており、そのうち、量徳小については連休明けに説明会を開催する方向でPTAと調整しております。

次に、地区別懇談会の周知方法についてですが、4月12日以降、小中学校、幼稚園・保育所に対し、保護者向けに開催案内を配布いただくようお願いをし、あわせて新1年生と幼稚園・保育所の保護者に対しては、昨年12月に全小中学校の保護者に配布したこれまでの経過やこれからの進め方を示した資料と同様のものを、再度配布いたしました。また、各町会にも、4月15日前後から開催案内を回覧いただくよう、必要部数を送付いたしました。

なお、この開催案内の中で、地区別懇談会において、保護者や地域の皆さんとの議論を深めるために活用していただく資料、ブロック別学校再編プランの検討のためについては、懇談会当日、会場にてお渡しすること、小中学校、幼稚園・保育所でもごらんいただけること、市のホームページにも掲載していること、資料の概要については広報おたる5月号に掲載することを付記しております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

○北野委員

◎児童生徒数の減少について

まず、児童生徒数の減少に関してお尋ねいたします。

平成27年度の児童生徒数は、学校規模・学校配置適正化基本計画に載っている人数よりもさらに減るのではないかと思うのですが、平成17年から22年3月までの人口の減少数は幾らで、児童生徒の減少数と減少率について、説明をしてください。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

児童生徒の減少数の御質問でありますけれども、平成17年から22年3月まで年度末の数字で説明させていただきます。18年3月の人口は14万1,605人、そして22年3月の人口が13万3,604人、これを引きますと、人口減少数は8,001人ということになります。

○（教育）荒木主幹

児童生徒数の減少についてでございますが、平成17年の児童生徒数は9,639名、平成21年の児童生徒数は8,715名、差し引きますと924名、減少率にしますと9.58パーセントとなります。

○北野委員

人口とそれから児童生徒数の起点を、同じくして答えてください。私が17年から22年3月までの人口の減少数と児童生徒数の減少率についてというふうに聞いているわけですから。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

人口の減少数については、平成18年3月現在と22年3月現在で、8,001人減っています。これにあわせると、児童生徒数というのは7歳から15歳の人数でございますけれども、18年3月が9,795人、22年3月が8,925人、差し引きますと870人の減少になります。

○北野委員

平成22年3月が8,925人ということで、減少率は8パーセント台だと思うのです。

改めて伺いますけれども、適正化基本計画の資料編2ページで、27年度の児童生徒数は7,594人となっていますけれども、この人数を算出した根拠をもう一度説明してください。

○教育部副参事

平成27年度の推計値、7,594人の数値の推計でございますけれども、基本計画の9ページに小樽市小中学校再編計画がございます。この中で、1 学校再編計画の期間の②のところ、本計画での児童生徒数の推計について記載してございます。

読みますと、本計画での児童生徒数の推計に当たっては、住民基本台帳に基づいた住所によって、年齢ごとに学年をスライドさせる方法で、6年後の27年度までのデータを基礎として使用しますということで、この基礎数値を使っておりますが、現在は、この計画をつくった際に、小樽市で生まれた子供の数値をスライドして推計してございます。

○北野委員

スライドだから、全部を持ち上げて、今、ゼロ歳の子供が6年後、7年後になったら何人になりますということですね。

私が冒頭に申し上げましたように、この基本計画の児童生徒数7,594人というのは、そのときになってみれば、今の小樽市の人口の減り方から言ったら、さらに減少すると考えるのが現実的ではないかと思うのですが、教育委員会の見解はいかがですか。

○教育部副参事

確かに、こういう事情の中で人口が大きく増える要素はなかなか見えないということはあると思います。ただ、一方で、人口がどれだけ落ちていくかという部分も読み切れないというところもございまして、今回の基本計画の策定に当たっては、現在いる子供たちがそのままブロックごとに進級していくという想定で、整理したものであるということを御理解いただきたいと思います。

○北野委員

その話はわかるのです。データをつくった根拠は、スライドさせるのが一番確実です。しかし、そのスライドさせた平成27年度の小学1年生の人数は、現在のゼロ歳の方の人口と対応しているわけです。けれども、あなた方は機械的にスライドさせて同じ数を移行させていますけれども、実際に人口が減ったらこの7,594人というのは減ると考えたほうが現実的ではないかと聞いているのですが、それは否定されるのですか。

○教育部山村次長

ただいまの児童生徒の推移の考え方でございますけれども、確かに、委員がおっしゃるように、必ずしも現在生まれた子供がそのまま6年後に小学校に入学するというにはやはりならないと思うのです。というのは、私どもは平成20年度に適正化基本計画策定に当たっての基本的な考え方というものをつくりまして、地域に入って懇談会をやったのですけれども、そのときに26年度までの児童生徒数を推計した一覧表をつくりました。それでは、26年度は7,811人だったのです。それが、基本計画の中の26年度の推計では7,784人になっておりますので、実際にそれだけでも社会減になっているということは明らかでありますので、今後の見込みについてはなかなか立てにくいことは事実でありますけれども、必ずしもそのままの人数で6年後も推移するというふうには考えてございません。

○北野委員

それが妥当だと私もそう思うのです。

その場合、数字いじりはあまり好きではないのですが、今のゼロ歳の子供というのは、今の人口に対応しているわけです。だから、先ほど聞いた過去5年間の児童生徒数の減少率を、今のゼロ歳の方に当てはめていった場合、この7,594人がもっと減るということはお認めになったと思うのです、率はどれぐらいかわかりませんが、そこでお伺いしたいのですが、基本計画の9ページの1 学校再編計画の期間の③本計画の期間中に児童生徒数の大きな変動や国の制度改正などがあった場合は、必要に応じた計画の見直しを行いますというふうにあります。これを書いたのは、変動があるということを当然予測して記述されたのだと思いますけれども、そのときに見直すというのですが、何をどのように見直すことを想定されておりますか。

○教育部副参事

適正化基本計画の見直しというお話がありましたけれども、現時点でどういう方向性で見直すのかについては、当然、これからスタートしていくわけですから、今の時点では想定の方がございません。一つ考えられるのは、例えば、国のほうで検討を進めている少人数学級の関係とかが出てくると、通常の学級編制が40人をベースで考えておりますので、その人数が変わることによってはクラス数が大きく変わってきます。それによって、ブロック内で設定している学校数に変動がもしあるとすれば、そのような部分を含めた見直しというのは今後あり得るかというふうには考えておりますが、現時点では特にございません。

○北野委員

それは、40人学級が30人になるとか、そういう国の制度の改正があった場合ですね。それは一つの見直しの条件になると。児童生徒数の減が現実のものになった場合はどうするのですか。ここで言う大きな変動というのは、どういうことを基準にしてあなた方が想定しているのかどうかはわからないから、その説明も含めて答弁していただけますか。何をもちえて大きな変動と言うのですか。

○教育部山村次長

なかなか考えにくいことではありますけれども、例えば市内で新たに宅地造成により大規模団地が10年後にできるといようなことがあれば、当然、それに関連するブロックの人口動態、児童の推移というものをもう一度試算し直さなければならないということも考えられると思います。そのことによって、基本計画の中で触れているブロックごとの学校数の変更が生じるというようなどころまで至るような場合ということで、ある程度、限定的に考えております。

○北野委員

それでは、児童生徒数が減るということは考えていないのですか。大団地ができることは考えていても、減ることは想定していないのですね。

○教育部山村次長

今は一つの例としてそのようなことを説明したのですけれども、一般的な災害でその地区自体の人口が移動することになれば、当然、大きな変動になります。

以前、私は、たしか議会で天変地異というような表現を使って、そういった場合はというような話をした記憶がございますけれども、今、社会減あるいは数パーセントの上下幅の部分では、基本計画の根幹部分については変更にならないというふうに答えております。

○北野委員

現実の問題としては、あなたが先ほどおっしゃったように、この平成20年度と比べて26年度の人数は100人ぐらい減っているのです。そういう減り方は現実の問題としてうかがえるわけだから、27年度にスライドをさせた人数が7,594人、これを過去5年間の先ほど答弁があった減少率8.5パーセントで計算したら幾らに減りますか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

先ほどの率でいきますと、18年3月から22年3月の児童の減少率は8.88パーセントになります。ですから、先ほど申し上げました22年3月現在の児童数8,925人にこの減少率8.9パーセントを掛けますと、7,594人よりは人数が多くて、八千……。

○北野委員

7,594人でしょう、スライドさせてきた数は。それが、今の人口と比例しているのだから、これは減少率を掛けたらもっと減るのではないですか、増えるということはありませんか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

増えるということではなくて、平成22年3月現在の児童生徒数8,925人に、先ほどの減少率8.9パーセントを……。

○北野委員

私が聞いているのは、そういうことではないのです。あなた方がスライドさせていっている7,594人の人数に減少率を、これは今の人口に対応している児童生徒数なのだから、過去5年間の児童生徒数の減り方の率を掛けたら7,594人がもっと減るはずだから、何人まで減りますかと聞いているのです。

○教育部長

残念な話ですけれども、減るのは間違いないと思います。

それで、先ほど次長が、一昨年に推計した平成26年度の数値と昨年に推計している数字で比べると、約75人減っているわけです。総体枠が7,784人ですから、1年間で1パーセント、見込みより減っています。

もう一つの数字なのですけれども、今年、新1年生で入学した子供の数が865人なのです。この子供たちは平成15年度生まれなのです。これは年度ではなくて年ですから3か月のずれがありますけれども、15年に生まれた子供は、この資料編の1ページにも載せていますが、936人なのです。そうしますと、15年に生まれた子供が1年生になるときに71人減っているのです。約7パーセントほどです。そうしますと、この数字から見ると、1年進むごとに大体

1パーセントぐらい、残念ながら減っていくというふうに、数字的には考えています。

○北野委員

数字ばかり聞いて大変申しわけなかったのですが、質問の前提をつくるのに聞かせていただいたのです。

これから地区別懇談会で地域ごとに基本計画に基づく地区実施計画をつくっていくわけですね。ですから、実施計画はよほどのことがない限り、平成27年度にあらかたで上がっているのではないかと思います。その時に、それを変えるような人口や児童生徒数の減少が出てくる可能性があるのではないかというふうに私は思うのです。

そこで、今回の地区別懇談会に提起する資料はブロックごとに、中央・山手地区だけは小中学校に分けて出していますが、これによれば、とにかく小学校は12学級以上、中学校は9学級以上ということをめどにしていますけれども、この予測でも必ずしも12学級に満たない学校もその時点で生まれるということですから、そうすると、当然、私が前段に聞いた基本計画に載っている27年度の7,594人がさらに減っていくことになれば、適正規模の学級数に満たない学校があちこちで生まれるのではないかというふうに思うのです。ですから、この適正化基本計画で、小学校12学級、中学校9学級というふうにすべてそろえることが不可能になるわけだから、この基本計画に小規模校もきちんと存在するというふうにして、今から取りかかっていったほうが現実合うのではないかと思います。

このことは何回も指摘したのだけれども、私の意見は取り入れられないまま、この基本計画が策定されたわけですが、実際には今お認めになったように人口が減っていくということになれば、この基本計画があちこちで合わなくなってくるという事態が生まれるのではないですか。だから、私は基本計画を修正したほうがいいと思うのです。小規模校も生まれるということ的前提にして、学校規模・学校配置適正化基本計画をそういうふうに修正しておいたほうが現実的ではないかと思うのですが、いかがですか。

○（教育）荒木主幹

基本計画の中において、14ページになりますけれども、7の地区ブロックの学校数の上段、この文章の囲みで囲っている上なので、読ませていただきます。

そのため、望ましい学校規模の範囲（小学校12学級以上、中学校9学級以上）を下回る年度（学年）が出ることもありますというふうに基本計画にはうたっております。

この基本計画でございますけれども、昨年11月に策定しまして、学校の規模・配置の在り方検討委員会の答申を受け、一昨年の地域懇談会、昨年の地域説明会、パブリックコメント、保護者、あるいは地域の皆さんからの意見をいただき策定したものでございます。そういった意味では、一つの整理を終えたととらえておりますので、この基本計画をすぐにまた見直しということにはならないと考えております。

○北野委員

平成27年度の7,594人の児童生徒数でさえ、今、主幹がおっしゃった基本計画の14ページで引用したことが想定されているわけですから、このことがもっと顕著になるのです。ですから、そういう答弁の意味はわかりますけれども、私はそういうことをもっと推し進めたほうが現実的に実施計画をつくる段階では矛盾が少なく済むのではないかというふうに思うのです。この点はお認めになりませんから、これは今後とも議論を重ねていきたいと思いません。

◎小規模特認校について

そこで、次の問題ですが、小規模特認校について伺います。

特認制度や特認校について、法的根拠も含めて説明をしてください。仮に、小樽市教育委員会で小規模特認校をつくとすれば、どんな手続が必要なのか説明してください。

○（教育）学校教育課長

学校教育法施行令第5条で、2校以上の学校がある場合は就学すべき学校を指定することになっており、小樽市では、小樽市立学校に入学する学齢児童及び生徒の学校指定に関する規則を定めております。小樽市では、小規模

特認校はありませんが、小規模特認校があるところでは学校教育法施行令第 8 条を根拠に行っていると聞いております。

仮に、小樽市で策定する場合、どのような手続が必要かという御質問ですが、想定としましては、学校教育法施行令第 8 条を根拠に、持っている要綱につきましては、就学指定校変更に関する事務処理要綱を作成しておりますが、このようなものを変更するか、また新たな要綱などを策定する必要があると考えられます。

○北野委員

小規模特認校を仮につくるとなれば、財政上、何か障害は生まれるのですか。

○（教育）学校教育課長

現時点では、ないと考えられます。

○北野委員

財政上、障害はないということですね。

私も何回か引用していますが、江別市の野幌小学校、それから札幌市の盤溪小学校、それぞれについてプラス効果が出ているということは確かなのですが、どういうプラス効果が出ているかお聞かせいただけませんか。

○（教育）学校教育課長

それらの学校につきましては、自然に囲まれている環境に学校が設置されておりますので、自然と触れ合うような教育ができることがプラス要素ではないかと考えられております。

○北野委員

実際にプラス効果が出ているということで、ホームページその他で盛んにアピールしているのです。ですから、野幌小学校は特認校にしたら、そこに通わせたいという保護者が増えて 1 学年 1 クラスになって複式が解消されたでしょう。自然豊かなところであれば、そういう効果が出るというのは課長の言うとおりでと思います。それは否定しませんが、具体的に野幌小学校や盤溪小学校でどういうプラス効果が出ているというふうに認識しているのですか。

○（教育）指導室主幹

私どもは、ホームページを参考にさせていただいて見たところでございますけれども、特色ある教育活動としては、今、学校教育課長が答弁したこと以外にも、例えば、江別市立野幌小学校でございましたら、地域一体型の顔づくり事業として、国際理解教育に努めていたり、あとは、小規模特認校ということで、自然と触れ合って豊かな人間性を培う、一人一人の心身の健康増進を図る、明るく伸び伸びとした特色ある教育活動を展開するというところで、調べ学習とか学びを深める活動が盛んだったり、愛林少年団という活動、また少人数編制による個に応じたきめ細かな指導と、相互に高め合う集団づくりが行われているということがございました。

○北野委員

そういう野幌小学校の例は私も指摘して、通学してくる子供が増えたということを言っているわけですが、今回の適正化基本計画で小規模特認校の導入を検討しなかったのか。検討しなかったとすれば、その理由について説明をしていただきたいのが一つです。

それから、昨年の地域説明会で、地域の男性の方ですが、小樽市の小規模校で立派な教育をやっている、そういうことを発信して、それならば我が子も小樽の小学校で学ばせようかということで転校してくることもあるから人口増にもつながると。ですから、こういうことを大いに小樽から発信すべきでないのかという具体的な建設的提案があったわけですが、それらは今回の適正化基本計画策定に当たって検討しなかったのか、この点についてもお答えください。

○（教育）荒木主幹

先ほども申し上げさせていただきましたが、基本計画の定義については、一昨年の地域懇談会、昨年の地域説明

会、パブリックコメントなど、保護者あるいは地域の皆さんから多くの御意見をいただき策定したものです。

先ほど、委員がおっしゃっていました小規模特認校の話なのですが、文部科学省では、学校選択制の一つとして小規模特認校制度を上げておりますけれども、特認校制度は時代の変化に即した課題ととらえておりますが、今次の基本計画とは別問題であると認識しております。

○北野委員

では、別問題だから検討しなかったということなのですか。

○教育部山村次長

今回の基本計画の中にも、小規模校の特徴と課題という側面から検討しております。当然、先ほど指導室主幹が説明しましたように、小規模校は小規模校の特徴、あるいは利点といったものもあります。その辺のところを何点か基本計画の中でも列記させていただいております。あわせて、小規模校の持つ課題というものも存在しているのは確かであります。ですから、小規模校の長所の部分と課題の部分を考えるならば、ある程度一定の規模を持った学校というものを全市で再編していこうというのが適正化基本計画のつくりになってございますので、そういう意味で今次の適正化の課題ということには少しなじまないというような検討結果とした次第であります。

○北野委員

この問題は、当特別委員会でも、私どもと教育委員会の間で何回か議論が交わされてきているわけで、これは各委員の皆さんも承知しているわけです。けれども、あなた方は、そういう小規模校の持つプラスの面を認めつつも、デメリットがあるという理由で、今回は望ましい学校規模を小学校12学級、中学校9学級と規定し強引にそこに持っていこうと、こういう適正化基本計画にしてしまったのです。ですから、小規模校を残すということはもう考えていない、これが教育委員会の考えです。それは間違いないですね。

けれども、現実には、あなた方がつくった資料でも小規模校は生まれるわけです。人口がこれから仮に不幸にして減っていけば、想定している平成27年度の児童生徒数だってもっと減るわけですから、今でさえ、いわゆるあなた方で言う基準に満たない学校が生まれているのに、もっと生まれる可能性もあるわけですから、その現実を踏まえれば、こうした教育委員会のかたくなな姿勢について、私はいただけないというふうに思っているのです。

◎いじめ・不登校等の問題行動について

そこで、指導室に伺います。いわゆるいじめとか不登校、暴力等の子供の問題行動について伺いますけれども、小樽市教育委員会として集約されている年度別、18年度、19年度、20年度にそれぞれいじめ、不登校、暴力その他問題行動の三つぐらいに分けて、どれぐらいの件数が毎年発生しているかをまず説明していただけますか。

○（教育）指導室主幹

ただいま委員からございましたいじめ、不登校、問題行動等の件数でございますが、いじめ、不登校につきましては、児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査ということで、文部科学省による調査でございます。また、問題行動につきましては、小樽市独自の調査によるものでございます。

まず、いじめにつきましては、平成18年度では317件、19年度では513件、20年度では257件となっております。また、不登校につきましては、18年度は82件、19年度は85件、20年度は95件、問題行動につきましては、18年度は18件、19年度は43件、20年度は82件となっております。

○北野委員

文部科学省が調査しているいじめ、不登校は後で聞きますが、小樽市教育委員会が独自に掌握している問題行動は今聞いたら倍々に件数が増えていっているのだけれども、18年度が18件、19年度が43件で、20年度は82件となっておりますが、なぜこんなに小樽市教育委員会が掌握している暴力等の問題行動が増えているのですか。

○（教育）指導室主幹

このことにつきましては、一概に増えているということではなくて、特定の時期に特定の学年だったり特定の学

校が増えているものでございまして、これをもっと長いスパンで見ますと、今、委員がおっしゃるように倍々ということではなくて、その年の特徴ということもございまして、一概にはそのようなことはここで報告できないと思います。

○北野委員

ちょっとわかりづらい。もっと具体的に説明してください。

○（教育）指導室長

今の説明のように、年度を追うごとに非常に件数が増えているという残念な結果であるのですけれども、これにつきましては、軽度発達障害の児童がおりまして、その児童に対して家庭と連携していろいろ繰り返し指導してきたのですけれども、繰り返し暴力行為をしている事例があって、非常に増えたということがあります。

それから、ある学校におきましては、特定の学年で非常に落ちつかない状況がありまして、知らないところで学校備品が壊されているということが続いていました。教員が校内の巡回をしたり、保護者を招集していろいろ説明会をしたり、保護者の協力を得ながら巡回するというをしておりましたが、中にはちょっと何げないことを言った瞬間にかつとなる子供もおりまして、その子が繰り返し暴力的な行為を起こしたという事例が20年度についてはあったということでございます。

○北野委員

いじめ、不登校、問題行動、これらについては、学校の規模の大小にかかわらず存在しているということはわかりました。

そこで、指導室に伺いますが、問題行動とかいじめ、不登校が発生しているクラスの人数はどうなっていますか。少人数、あるいは30人以上いるところなど、いろいろあると思うのですが、クラスの人数別の発生状況はどういうふうになっていますか。

○（教育）指導室主幹

今、室長からありましたように、さまざまな要因がございまして、委員がおっしゃったような形で、クラスの人数ということを生産率と関連付けた分析はいたしていないところでございます。

○北野委員

これについては、教育委員会として踏み込んだ分析をしていただきたいと思うのです。少人数のクラスであれば、こういうことが起きづらいというふうに私は教員から伺っているのです。しかし、教育委員会自体は、いじめとか不登校とか暴力とか、こういうことがどのくらいの規模のクラスで発生しているかということは把握していないというわけですから、統計もそういうようなとり方をしていないと思うのです。ですから、各学校から報告があった場合に、どういう規模のクラスでそういう事案が発生しているのかということこれからつかんでいかないと、少人数学級をこれから目指して、世論を盛り上げていく上で、これはちょっと大きな弱点になるのではないかと思うのです。

その点は、教育委員会の考えはいかがですか。今後とも今のような掌握の仕方で行くと、各学校から報告が来る場合、何人のクラスで起こったのかということを知りたいから、物理的な作業は要らないと思うのですけれども、いかがですか。

○（教育）指導室長

学級の人数は基本計画では、30名程度というふうになっております。それぞれの学校における学級数についてはわかっておりますので、そこら辺を見ていきますと、年度によってばらつきがあって、こういう傾向にある、こういうような学校規模だとかこういうような傾向というのは、年度によってもさまざまでありますので、そこから見積もることはできないというふうになります。

○北野委員

その答弁は、おかしいのではないですか。

教育委員会に聞いたら、学校規模の大小にかかわらず、いじめとか不登校の事例が生じていますという説明だったのです。ですから、クラスの人数の規模からいったらどうなのですかと聞いたら、そういうつかみ方はしていないというわけです。指導室長は、学校の規模を説明した上、ついでに調べてもないクラスの大小に、少人数かどうかということは関係なく起こっているというふうに言うのはおかしいのではないですか。調べもしていないのに、どうして少人数のクラスにも起こっているなどということが断言できるのですか。調べた上で分析すべきではないですかと私は提案しているのですから、もう一度お答えください。

○（教育）指導室長

市内の全体の状況を見て答弁をしましたが、今、委員から、具体的に 1 クラスの人数を見て、それから調査研究する必要があるのではないかというお話がありましたけれども、そういうようなことも私どもとして見ていかなければならないと思います。

○北野委員

いじめ、不登校、あるいは暴力等は、被害を受けた子供にとっては大変深刻だし、それから加害者の児童生徒にとってもそういう行為に走ったことが、気持ちとしては晴れないものがあると思うのです。ですから、なくしていかなければならない課題です。だから、正確に、どういう規模の学校で、どういうクラスの人数でそういう行為が起こったか。いわゆる規模の大小で、基本的な材料として数字をつかむ必要がある。今後、こういうことについては教育委員会でぜひ適切な機会に、半年なり 1 年たったらそういうことを資料としても提出できるように努力していただきたい。

もちろん、そういう数字的なもののほかに、家庭教育の問題、それから教員の指導の問題、こういうものも内容としては大きな要素として絡んでくると思いますし、数字や規模だけで私は判断できないと思っていますから、そういう教員のあり方、学校での子供の接し方、育て方、そういうものもひっくるめて、きちんと分析できるように教育委員会としても当特別委員会に報告していただきたいと思うのです。

それで、また小規模特認校の問題に戻りますけれども、先ほど上げたプラス効果のことをお伺いしたときに、小規模校に関してデメリットがあるというふうに、また同じような答弁があったわけですが、いわゆる野幌小学校とか盤溪小学校とか北海道で特認校を設置している教育委員会が幾つかあると思うのですが、そういうところで特認校がゆえにデメリットがあるという共通点は教育委員会として把握していますか。

○教育長

やはり、一番大きなデメリットは、保護者の立場から考えますと、野幌市の場合には同じ市内でございますけども、交通の便でありますとか、そういう保護者にとっての負担というのはやはり大きいのではないかと感じております。また、同じ特認校の中でも、例えば野幌小学校なら江別市以外から来ている子供がいるとしますと、当然、それにかかる交通費だけでなくほかの面での費用とか、そういう保護者の立場に立ったデメリットも多いのではないかと上がられると思います。

○北野委員

教育長、どうしてそうお金のことばかり考えるのですか。

江別の方に、私も電話をかけて伺いましたけれども、野幌小学校は複式でしたが、しかし自然が豊かだから子供の将来のことを考えて健康に育ててもらいたいということで、あそこは公共交通機関でなかったら通学を認めないので、保護者が自動車で送ってくることはだめですということが条件になっていますから、当然、公共交通機関の負担というのは出てくると思うのです。しかし、そういうことをわかった上で、次から次へと野幌小学校に通わせる保護者が増えて、複式ではなくなって、今、あなた方が言う小規模校です。そのようになるわけですから、ある

程度の経済負担を乗り越えてでも我が子を健全に育てたいという思いでやっているわけですから、そういうことを考えると、ちょっと小樽の教育委員会というのはそんな程度かとかっかりするのです。

まさか、教育長はそれだけだとは思っていないと思いますけれども、もっと掌握の仕方をいろいろな角度からつかんで報告できるようにしておいていただけませんか。今、こういうこともわかるのですということがあれば言ってください。

○教育部山村次長

小規模特認校については、今、各自治体でそういう制度を持っている市は、道内にも多く、今回、この適正化計画をつくる時に内部でいろいろ検討してございます。そういった中で、この特認校制度というものを持つことによる整備すべき課題と申しますか、今、教育長も答弁いたしましたけれども、それ以外にも例えば校舎のキャパシティの問題があります。現在、小樽市内のいわゆる複式校という部分については、その複式の学級を前提とした校舎の建設をしておりますので、委員がお話しになるように、複式が解消されて1学年1学級、そうすると6学級になります。そういうことになれば、校舎のキャパシティの問題とか、通学の経費負担の問題も当然でございますけれども、通学距離が長くなることによって通学上の安全の確保、これは保護者の責任においてということになるかと思っておりますけれども、基本的には学校管理下ということにもつながってございますので、その辺の問題があります。それから、地域連携という部分では、地域の活性化につながるというところはありますけれども、その子供自体の居住区がその地区にないということから言えば、その地域連携の問題をどうするのかというような課題も考えられるのではないかと、あわせて、保護者が学校活動に参加をするPTA活動といったものをどういうふうに組み立てていくのか、それから、児童数の将来推計がその時々によって、年度によって希望者が異なるということになれば、計画的な施設改修などについても一定程度の支障が出てくるのではないかと。それから、小中学校連携ということで言えば、特認校ということで小学校を想定すれば、中学校のときにどうするのか。小学校を卒業した後、中学校は一般的にまた校区の学校に通学するというのが一般的ですので、そういった場合の小中連携のとり方をどのように考えるのか。そういうようなことで、家庭訪問をするにしても教員が校区外に行くということになります。

そういう整理すべき課題というものは、やはり何点も上げられるというふうに認識してございます。そういうことから、今回の適正化の流れの中では、そのことも含めて再編を行っていくということがちょっとなじまなくて、別な課題として、議論すべきではないかと考えてございます。

○北野委員

先ほど、主幹もおっしゃったけれども、別な観点で議論するというのはどういうことですか。基本計画とは別枠で、どういうふうを考えて議論するのですか。次長がおっしゃるのは、私はホームページを見ているけれども、全員が狭い意味の校区外から来ているわけではないのです。校区の中に引っ越して来ている人もいるわけだから。それから、学校行事で云々、PTAの行事で云々と言うけれども、見事なくらい立派な行事をやれているとホームページで宣伝していますよ。どうも次長の言っているものは、マイナス面ばかりを過大に説明して、特認校は必要ないと言っているのもう少し現実を正確に認識した上で議論できるようにしていただきたいということを要望しておきます。

○菊地委員

◎児童生徒数の減少について

先ほど、北野委員の質問の中で、推定人数と実際の人数の問題が出てまいりましたけれども、平成22年4月12日現在の学級編制表をいただきました。これでいきますと、基本計画の中に出てくる22年度の推定人数は、21年度の5月の有権者台帳から予測したと言いますが、これでももう既に188人違っています。部長は先ほど1パーセントぐらいと言いましたが、途中の学年のところでもどんどん人数が変わっていくので、実際には2パーセ

ントぐらいの差が出ていくということが考えられると思うのです。そういう意味でいきますと、今、41校ありますから、その1校1校を見たら2人とか3人とか、せいぜい多くて十何人なのですけれども、これが21校に再編された後にこの人数が減っていくと、やはり、クラスそのものが大きく変わってくるのではないかというふうに思うのですが、実際に2パーセント減っていくのではないかという推測を基にしたパターンというのは、シミュレーションされているのかどうか、そのことについてお尋ねしておきたいと思います。

○教育部長

結論から言いますと、統計ですからいろいろなとり方で人数は出てきますけれども、1パーセントなり2パーセントなりが減った場合はこうだというプランは立てていません。今、菊地委員がおっしゃった部分とも重なるのですけれども、子供全体で言えば、北野委員がおっしゃっていた七千数十名が1年で1パーセントの七十何人が減っているということで毎年1パーセント程度の減少が見込まれるということをお知らせしました。

ただ、もう一方で、裏返して言いますと各地域ではそれこそ2人、3人という減少なので、今回の基本計画なり、それぞれのプランで示している分にそれほど大きな決定的な要素はないと思います。ただ、プランの中で見ていただければわかるのですけれども、2クラスのところでも42人という学校があるのも事実です。2人いなくなれば、すぐに1クラスになってくる。それは、現実としてはこうなのだとおっしゃっていただくために、それぞれ人数を入れて、学年ごとのクラスも入れて、総体的なクラスも入れて幾つかの案を提示しております。ですから、そういう意味では、1パーセント減った場合に、全体としてどうなのだというシミュレーションはしていません。

○菊地委員

シミュレーションは私も今後してみたいというふうに思います。今回ブロックごとに示していただいたのですが、南小樽ブロックの若竹小学校校区が朝里ブロックへ編入というパターンも示されています。そうすると、適正化基本計画の学校配置との関連を見ますと、通学区域の変更ではなくて、学校統廃合にするという考え方でいきますと、この編入というのはどういうふうにとらえたいのでしょうか。

○（教育）荒木主幹

「ブロック別学校再編プランの検討のために」でございますけれども、こちらのほうには、統廃合の組み合わせを複数のパターンということで示しておりますが、この中で編入と使っておりますのは、組み合わせパターンによりまして、通学区域が動くとか、境界が変更になるとか、そういったことをうたっているものでして、今、委員がおっしゃられた統廃合というものは、この資料の中ではうたっていないと思います。

○菊地委員

基本は統廃合というものが……。

（「通学区域の変更でなくて、統廃合でやると言っている、基本は。違うのではないの」と呼ぶ者あり）

○教育部山村次長

今回の「ブロック別学校再編プランの検討のために」の朝里地区ブロックの小学校のプラン3とプラン4、ここで今、委員からお話があった編入という言葉を使っております。ページ数で言えば、8ページと9ページ、それぞれ上の囲みの部分です。これは、御案内のとおり、15年の計画で、六つのブロックに分けて実施するというところで、前期と後期に分けております。小規模な学校が多い地区や急がなければならない地区は前期といった位置づけで、分けております。

若竹小学校のブロックは南小樽地区ブロックになります。南小樽地区ブロックの再編が前期の枠に入っており、当然、量徳小学校との絡みもございますけれども、こういったことも考慮して、南小樽地区ブロックのプランの中には、若竹小学校の校区の分割といいますか、朝里ブロックのほうに移動するというプランを示しております。その関係で、前期、後期を同時にやれませんので、結果としてプランとして示しているのは、やはり時間差が生じる

ということから、若竹小学校のプランによっては南小樽地区ブロックに重点を置いて、それを先行させた考え方がどうしても出てくる場面があるのでないかと考えると、朝里ブロックの場合の表現について、再編あるいは統合というふうになってしまいますと、その時間差の問題から、逆に無理も出てくるということも考慮いたしまして、朝里ブロックでの若竹小学校のプランに関する部分については編入という言葉を使わせていただきました。

○菊地委員

表現の問題ではないと思うのです。考え方としては、要するに、すべての学校を統廃合によって新しくするのだと、受け入れるとか、これから違う学校へ行くということのないようにするというのがこの計画の基本だったと思います。現実問題、こういうふうに編入という言葉を使わざるを得ないような状態が進めていくうちに出てきましたね。そうしたら基本計画の統廃合というものはまた違って指定校変更ということになるのではないかと私も思ったのですが、これから説明していく中で保護者からそういう質問なり疑問なりが出てきたときには、しっかりと答えられるような考え方を教育委員会としては示しておいていただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎学校の適正配置について

今回、前提として2校区をまたぐところを含め複数案を示した上で、教育委員会の適切な、例えば施設の移動という点や施設規模、生徒の分布状況、また人口の見通し、通学路や学校からの利便性などを考慮して、存続校を示されたと思います。

最初に、適切な存続校について、今回の地区別懇談会で市民の方にどう説明されるのか、教育委員会としての基本のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○教育部副参事

まず、前回提示いたしました「ブロック別学校再編プランの検討のために」という資料がございますけれども、これを基に地域で懇談、意見交換をすることになります。この中には、先ほど来出ているとおり、その地域において小学校であればこういうように考えられるという何種類かのプランをつくり、その際に今後の学校の位置というものを何パターンか示しています。そういうことを踏まえて、今、地域の皆さんと意見交換をしていきたいと思っています。ただ、教育委員会としては、その学校の位置的な問題などを考えたときに、こういう考え方でもできるのではないかとということで最後に検討結果として整理しておりますが、これが結論ですというような形での意見交換ではなくて、この資料全体で御議論いただく、そういうようなスタンスで考えてございます。

○山田委員

そういうような形が適切ということで、最後に教育委員会としてのお考えを示されたものと思います。

今回の適正配置について、児童や保護者、地域の方は将来への希望や不安が入りまじっていることと思います。今回の地区別懇談会をはじめ、その後、協議会も設立される運びとなっておりますが、地域の不安を解消するために、やはり、統廃合はいろいろな形で学力向上や規律、また団体活動などを通じて人間育成の向上が図られるという利点があると思われることから、その部分の説明をして、不安を解消していくことが必要だと私自身は思っております。

今後、跡利用検討委員会の中で、施設の活用や、また児童館や手宮の図書館分校の利用などについてもまた声が出るのかなと考えておりますが、この地域懇談会、また今後予定される協議会ではどのようなスタンスでこの問題を考えていかれるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

統廃合後の施設の活用についてでございますが、統廃合となる対象校がある程度見えてきた段階で、どのような活用の仕方、これは大きな視点で20校ございますので、市内全体でどのような役割があり、活用を図っていくのかを今言われましたように学校のある地域の方々の御意見、御要望も聞きながら、学校適正配置に伴う跡利用検討委員会もございますので、その中で考えていきたいと思っています。

○山田委員

そういうような形も確かにあります。また、統廃合が終わりまして既存の残る学校について、内部施設である体育館、運動場、学校図書館、医務室などをどのように改良、改善するか、また利用の拡大という課題もございます。その点についてどうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）総務管理課長

再編によりまして残る学校の内部施設の関係でございますけれども、確かに「ブロック別学校再編プランの検討のために」の中で大きな改修の必要性というところでは説明しておりますけれども、委員のお話では中身の部分ということで学校図書館とか医務室だとかを上げられております。もちろん、基本計画の中で学校再編とよりよい環境づくりということであつておりますので、その躯体を直すだけでなく、内部の部分につきましてもさまざまな配慮をしていかなければならないというふうに思っております。クラブ活動のことですとか、内部の施設の老朽化ですとか、そういったものについても対応して、それぞれの学校でよりよい環境づくりができるようにしていきたいと思っています。

○山田委員

統廃合後に活用していく場合、さまざまな問題があると思うのです。やはり、教育委員会が基本的なスタンスを決めて、対応していかなければ、なかなか地域の人たちは理解できないのではないかという思いから、こういう質問をさせていただいております。

また、この適正配置が行われた場合には、学校職員に、校内の安全の確保とか、施設の安全面の配慮をお願いしたいと思うのですが、その場合、考え得べき部分はどういうようなことがあるのか。例えば校舎のドアのオートロックなど、いろいろと考えられますが、この点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）総務管理課長

再編後の学校の安全対策でございますけれども、まず、職員の体制でございますが、統廃合によりまして基本的に人数は増えるものというふうに思っております。現在、各学校では不審者対策としてモニター付きのインターホンを各学校すべてつけております。オートロックにつきましては、2階に職員室がありまして、すぐに開閉できない学校についてはそういう設備をつけております。それから、ソフト面では、防犯教室というものを各学校でやっております。不審者が来たときの対応などにつきまして、警察などの協力も得まして、さすまたを使って職員がどういうふうに対応するか、子供はどういった形で逃がすのか、そうしたことをやっているところでございます。統廃合後も職員は留任すると思いますので、施設面の対応につきましても検討していかなければならないと思っておりますし、さらにオートロックなどがどの部分で必要か、そういったことも考えていかなければならないと思っております。

○山田委員

学校内部でのそういうような対応についてはよくわかりました。

最近、町会でも、学校周辺で痴漢が出た、街路灯が暗い、こういうようなところで不審者が出た、といった情報を記した防犯マップが出ております。こういう面で、やはり、防犯教室みたいな親子で認識を改めるような研修も必要かと思っております。現在、防犯マップが作成されているところもあるところもあるだろうし、ないところはつくっていただきたいと思うのですが、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）総務管理課長

防犯マップにつきましては、それぞれの学校の校下で、こういうところは危ないとか、こういうところは暗いということでそれぞれの地域でつくっているというふうに向っております。それにつきましては、また再編後につきましても何校かの校区をあわせて同じようなものをつくって児童生徒に周知する必要があるというふうを考えております。

それから、不審者につきましては、北海道警察のほくとくんメールから不審者情報をいただいております。それらにつきましても、各学校にすぐに周知いたしまして、注意するような体制もとっているところでございます。

○山田委員

やはり、保護者にとっては、児童生徒の安全が一番気がかりだと私は思います。

今回、このような形で統廃合をされるということで、スクールバスや既存のバスの利用について基本計画などに示されております。その場合、まず生徒がバス利用にあたって不安や通学時間の問題もありますが、既存のバスを利用されるのであれば、バス事業者への負担もあるだろうし、また、自前のスクールバスを用意するとすると、本市での財政的な負担も大きいと思います。その点について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育課長

現在、通学におきましては、通学バスの助成制度、スクールバスにおきましては、長橋小学校と銭函小学校にスクールバスを配置しております。今後、地区別懇談会を行うに当たりまして、いろいろな地域の方々から要望、意見等があると思いますので、これらの意見を今後の参考にしまして、どういった手だてが一番いいのかということを考えていきたいと思っております。

○山田委員

やはり、同じような時間帯で、いろいろな形でバスを利用すると、それぞれバスの奪い合いも出てきますので、地区別懇談会のときには、通学時のバス利用について教育委員会の基本的なスタンスを示していただければと思います。

最後になりますが、冬期の通学路の除雪の問題も本市では重要と考えております。現在、本市では、6事業所体制できめ細かい通学路の確保ができていると思いますが、今回示された小学校の適正配置では、この色内小学校から天神小学校までの除雪体制の第2ステーションの部分が2ブロックかかるころだと思っています。この部分について、冬期間の除雪体制で、基本的に気をつけていかなければならない点があればお聞かせ願いまして私の質問を終わりたいと思います。

○教育部長

残る学校の除雪体制は、その六つのステーションのどちらが対応するかというのは、当然、私どもも建設部と十分協議をして支障がないようにしなければならぬと思っています。

ただ、私どもが考えているのは、一つには、基本計画にも載せておりますけれども、小樽はこういう地形で山坂が大変多いところです。ですから、統合校とする場合は、もちろん通学距離ということもあるのですが、それだけではなくて、いわゆる交通事情といいますか、車が通りやすい道なのか、見通しがよい道なのか、そういったことも含めての統合校の議論をしていかなければならないと思いますし、現在は通学路になっていないところが、校区が変わりますから新たに通学路になるところも出てきますので、地域あるいは所管である建設部の方とも十分協議をしながら対応してまいりたいと思っております。

○佐藤委員

◎地区別懇談会について

先日、町会等に配る回覧板をいただきました。やっと地区別懇談会が始まると、ちょっと長かったかなというの

が私の感想です。といいますのも、小学校に入学する前の保護者の方から、私の子供はいつからどこに行けばいいのかという質問をよくされます。同じような説明会を何回も聞いているけれども、実際に具体的にどこの学校をいつから開くのかということを早くやってほしい、これが私たちの現実的な声だという話を多くの就学前の保護者の方から聞かされております。地域の事情もわかりますけれども、その小学校に通うのは子供たちですし、そこで P T A 活動等をするのはその親ですので、そちらの声もまた十分考慮していただいて、これからはスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

そのような中で、この回覧板の後ろの地区実施計画策定までの流れの中に、地区別懇談会の後に、当然、地区実施計画を策定すると、それとあわせて、私が以前に質問したときには、同時に、仮称ではありますけれども、学校名ですとか、そういうものを具体的に検討する学校統合協議会を立ち上げるというお話を聞きました。なかなかこれから先をスピーディーに進めるのは難しいのか、簡単なのかというのはわかりませんが、今の時点で、その実施計画に移行する目安、例えば、懇談会は 1 回全部説明するのに 2 か月ぐらいの予定でやっていますけれども、これを何回繰り返すとか、何年ぐらいを目安に実施計画に移行するとか、今、そのような考えがあるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）荒木主幹

今、委員から御質問のありました地区実施計画についてでございますけれども、御案内のとおり、市内 36 か所を会場に地区別懇談会を開催してまいります。やはり、一応、その地区別懇談会をくぐりまして、その中でも地区によってはいろいろ意見等について濃淡があると思います。ですから、この地区とこの地区が同時期にというような形にはならないと思いますし、それからまた、地区によっては 3 回、4 回なり懇談会を開催しなければならない地区もあると思います。そういった中で、まずは、今回、こういうふうになり 36 会場で開催することになりましたので、保護者、あるいは地域の皆様からの意見を一つ一つ拝聴しながら、考えてまいりたいと思っています。

○佐藤委員

毎回、同じようなお答えなのですけれども、地区別懇談会の基本的な懇談事項としては、統合組み合わせ、学校位置、それと統合時期、また配慮事項、これは具体的には先ほど言いました学校統合協議会のほうでお話をさせていただくということで、どの部分の項目でどれぐらいの議論が詰まったら実施計画に移るのか、では、懇談会を終了させる目安というのはどこにあるのか、大変難しい質問かと思っておりますけれども、その辺をはっきりさせないと、いつ先に進むのだということがなかなか見えないというのが現実なのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○教育部副参事

委員がおっしゃられたとおり、確かにどの段階というのは非常に難しい判断をしなければならないだろうと思います。ただ、一つは、先ほど主幹のほうからも言いましたけれども、まずは、意見を聞く、例えば P T A の方ですとか、そういう中からある程度のまとまった意見というものを聞けるだろうと、そういう時期にあるかと思っております。その中で一定程度の方向性が見えてくるのがいつとはなかなか言い切れないのですけれども、連携を密にしながらそういう時期を探って次のステップに入れるように、ただ漫然と懇談会を繰り返すというようなことをやって時間をかけるということとはしたくないと、そのように考えております。

○佐藤委員

今回のワンクールの学校での説明会ということですが、当然、地区としては、その学校単体ではなくて、複数の学校でこの地区別懇談会をさらに発展した形でしていかなければ、その地区としての意見の集約も要望も出てこないと思うのですけれども、それに関しては、このワンクール終わった後に考えているのか、例えば、二つの小学校の地区を一緒にしてまた懇談会をするのか、その辺に関してはいかがですか。

○教育部副参事

先ほど来の繰り返しになるかもしれませんが、1 度限りということではもちろんありませんし、そのブロック内での議論というのは、委員がおっしゃられたとおり、当然必要な部分で、さらには中学校との連携というものも当然考えられますので、その地域の学校を複数合わせた形でのいろいろな検討というものを当然していかねばならないと考えています。

○佐藤委員

いつもの答弁なのですが、それと、学校統合協議会に関するメンバー構成の中で、これも何回も質問しているのですが、保護者、地域、学校の代表者となっていますが、具体的にはどれぐらいの規模でということも聞いたことがあります。さきにいただいた「ブロック別学校再編プランの検討のために」という中身は、複数のプランがあるという中で、そこが固まらなければ、その地区の協議会に集まっていた皆さんも決められないのではないかと思いますけれども、その辺に関しては今どのように想定されていますか。

○教育部長

5 月 17 日からの地区別懇談会は、まず、今までと違うことは、基本計画と違ってプランということで、教育委員会としての一つの案を示しているということがあります。手順としては、まず、統合校の合意をとっていく。統合校が決まれば、それに向けての準備の話し合いをしていこうと、これが具体的に地区ブロック単位で設置する学校統合協議会の議論になると思います。

そこで、具体的に言いますと、例えば高島・手宮地区で言えば、A グループと B グループがあって、A グループが高島小・祝津小、B グループが、色内小の関係がありますけれども、北手宮、手宮西、手宮の各小学校です。そうすると、5 月から懇談会に入りますが、私どもは、高島小が適当だというふうにプランで言っています。それで、祝津小の方が、これでいこうとなったら、もう走りますよね。それで、祝津から来る子供の通学距離が遠いから路線バスにするのか、スクールバスを出すのか、そういう議論をします。要するに、そういうことなのです。手宮地区の小学校 3 校についても、私どもとしては、中学校も含めて手宮西小なのか手宮小なのか、その議論の中で、例えば小学校は手宮西小で中学校は手宮小がいいのではないかと、その逆がいいのではないかと、こう決まれば、それで学校統合協議会に走っていきます。ただ、そんなに簡単にはいかないだろうと思っています。ただ、話の流れとしては、私どもとしてもう案を出したわけですから、そういった話の流れで進めていかねばならないというふうに思っています。

○佐藤委員

大変具体的に言うていただきましたので、ぜひその辺は我々も地域の住民として声を出していきながら、この適正配置に関しては早く進むように、冒頭に申し上げましたけれども、これからどこへ行っていいのかわからないという保護者の方が少なくなるように、できれば、そういう形で協力しながら進めていきたいと思っていますので、ぜひ、いいほうの意見も悪いほうの意見もあるかと思っていますけれども、そこはうまく集約していただいて、早く具体的な作業に進んでいただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長

今の佐藤委員のお考えもありましたけれども、スピード感をもって進めていかなければ、やはり多くの保護者の方の期待というものもたくさんございますので、そういう面も十分考慮しながら、皆さんの力をおかりしながら進めてまいりたいと思っています。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

質問項目が若干重なっておりますけれども、質問させていただきたいと思います。

◎地区別懇談会について

初めに、地区別懇談会が 5 月 17 日から始まりますけれども、この当日の流れ、時間的な配分と申しますか、式次第について教えていただけますでしょうか。

○（教育）荒木主幹

お手元にありますピンクの町会向けの回覧文書で御案内しておりますけれども、今回の地区別懇談会については、「ブロック別学校再編のプランの検討のために」ということで、この資料を用いて懇談会に入っていきたいと思っております。このプランは、皆さんの議論を深めていただくためのたたき台として作成したものでありますけれども、当日の地区別懇談会の流れとしましては、教育委員会からは、このプランでは複数の組み合わせパターンを示しておりますので、それについて簡潔にわかりやすく説明をしまして、その後、皆さんの意見交換の場として使っていただき、予定しています時間も基本的には 6 時 30 分からの開始を基本としておりますけれども、大体約 1 時間半程度の懇談会ということで考えております。

○千葉委員

一応のプランの説明をした後は、意見交換にほとんど費やすというふうに認識したのですがけれども、先ほども佐藤委員のほうからも御質問が出ましたけれども、この地区実施計画のやはり地区の合意というところがどこの時点かと私も非常に気になるところです。保護者の方も示されたプランを聞きました、その上で意見を述べました、その後で、わからないうちに実施計画に進んだということになると、やはり、ちょっと不信感が残るのではないかと思うのです。ですから、合意については、どの部分でだれがどう判断した時点で合意と見なすかということは、ある意味、はっきりおっしゃったほうがいいのかなというふうに考えますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○教育部副参事

先ほど来、私が地域の皆さんの意見を聞いてという話をしていますけれども、最終的にはこの時点でそういう地区実施計画に移ると判断は、私どもと学校等、PTA 等を含めて、そこでしていかなければならないものだと思います。当然、その後の地区実施計画の具体の協議に入っていく段階になれば、また、そういう経過から来て、こういう次の段階に入りますというようなことは関係者に伝えていかなければならない、そういうふうに考えているところです。

○千葉委員

今のお話だと、合意というのは学校統合協議会で合意するということですか。

○教育部副参事

学校統合協議会そのものは、統合校が決まり、どういう方向でやっていくかということが決まった段階で、次のステップの中で実施計画をつくっていく、さらに、その中で課題をいろいろ整理していくことでの協議会になりますので、その協議会で合意ということにはならないと思います。私どもとまず意見交換を何回か繰り返さなければなりませんけれども、その意見交換をやっていく中で、一定程度、先ほどちょっと部長からもございましたけれども、何個かのプランを出して行って、この学校はこのプランが適切ではないかというような意見が一定程度を占めれば、そこに統合校としての実施計画、どういう内容のものをやっていくのか、いつのスケジュールで学校の再編まで持っていくのか、そういうようなことを決めていくものが実施計画だというふうに思っておりますので、その前段では、当然、私どもと学校なりとで協議して、合意については判断していかなければならないと思っています。

○千葉委員

一定程度の判断というのは、どう考えたらよろしいのでしょうか。

○教育部山村次長

別な切り口で答弁させていただきたいと思うのですが、先ほど部長が申しましたように、今回、地区別懇談会にはこういう複数のプランをもって私どもは懇談会に入ります。この基本計画そのものは、やはり市民と一緒に考えてこれからの学校配置をどういうふうにしていこうかというところが基本でございます。そういうことで、関係する皆さんとキャッチボールをしながらというふうに考えています。その中で、今回、教育委員会からプランという形で皆さんに投げかけをするというか、そういう提起をさせていただきます。それを、参加した皆さんがどう受け止めていただいたか。逆に言えば、プラン 1、2、3 とあって、場合によっては参加した皆さんからプラン 4 はどうかという逆提案があるかもしれません。それはそれで、また次の懇談会で話し合いをするということになると思いますけれども、こちらのほうでお示しをしたプランの中で、おおむねこういうプランのプラン 1 を選択するというようなことになれば、その時点である程度の合意ができたという判断をしてよろしいのではないかと思います。この中で、統合校ということで幾つかのパターンという形で示していきまして、統合校が決まり、そして、通学区域もおおむねこういう形の通学区域になる。また、統合年次については、かちつとしたものにはならないかと思っておりますけれども、諸条件を勘案すれば 2 年後、あるいは 3 年後、あるいはすぐにでも、そういうようなお話も出るかと思っております。その辺のところを教育委員会で受け止めて実施計画という形で成文化させていただくということをごちのほうで言明をして、そして懇談会はこれにて終了すると、あとは成文化の作業に入らせていただく、そういう終わり方をしたいというふうに考えています。

○千葉委員

今、おおむねだとか一定程度というお話もあったのですが、これから行われる懇談会におきましては、参加者の方は前よりは増えるという予想はされるのですが、やはり、実際に参加される方の比率が非常に低いということも感じておりますし、また参加できない方もいるということで、そういう意見の交換の場に参加できない方々の本当の意見をどうやって集約するのかということはどうしてお考えになっているのかお聞かせ願えますでしょうか。

○教育部副参事

私どもが現在考えている周知方法というのは、先ほど説明したとおり、町会やその他学校を通じて保護者や、入学前の幼稚園、保育所の保護者について、それぞれの施設を通じて周知をさせていただいております。より多くの方に来ていただくことを望んでおりますけれども、今、委員がおっしゃったように、どうしても都合によっては来られないという方が当然おられますから、そういう方に対する周知方法としては、私どもが従来の地域の説明会等々でも行ったやりとりをホームページ上で公開するというのも一つの手法かと思っておりますし、学校に上がられている方であれば、その学校の P T A を通じていろいろ周知の方法はあろうかと、逆に意見をいただくことも可能というふうに考えさせていただきます。

○千葉委員

非常に懸念をしているのは、やはり、参加された方だけの意見でそういう方向性に行ってしまうのがどうなのかということ、私自身、感じているものですから、参加できない方、されない方の御意見もきめ細かく集約をする手だてはお考え願いたいというふうに思います。

◎地区別ブロックについて

もう 1 点、先ほどグループとか、ブロックとか、ある意味、教育部長がおっしゃったように、高島・手宮地区のほうでは高島でいこうと、そういうふうに決まったら実施計画に進んでいく場合があるというお話もされておりました。今回、この「ブロック別学校再編プランの検討のために」というさまざまなブロックごとの資料を見ますと、

隣接するブロックのかかわり合いが出てくるプランもたくさんあるのです。1ブロックでは、校区内でこういう格好で進めてもらいたい、ある意味、先ほど言った一定程度の合意ができて進もうとしているところか、それに隣接するブロックのグループがそちらに編入とかでかぶってくるようなことで合意が出そうだというふうになると、やはり、そこで意見の調整とか考え方を取りまとめる場をつくらなくてはいけないと思うのですけれども、その辺はどこでだれが中心となって取りまとめていくのかということについて教えていただけますでしょうか。

○教育部副参事

情報のやりとり、また情報をどうやってそのブロック以外の方に伝えるかということになるかと思います。このプランの中に、先ほど来出ております隣のブロックからの通学区域の編入ですとか、そのようなものも何点か入っておりますので、意見交換をしていく中での協議の経過というものは速やかに公表していかなければならないということを考えておりますし、地区別懇談会を繰り返していく中で、これまでの懇談会で出されたような意見も整理できれば、そういうものをあわせて懇談会の中でも示していくという手法もあろうかというふうに考えます。

○千葉委員

先ほど言った地区の合意に戻ってしまうのですけれども、結局、意見を集約してその中でプランを決めていくという部分と、教育部のほうで進めていく部分とがあると思うのですが、結局、どちらが主導するのか。要は、地域、保護者、PTAの方々がこういうふうに進めたいというプランを主としていくのか、いろいろな御意見を集約できない場合は教育部でこういうプランでいきたいのだということを示していくのか、どちらがその進め方の中心になっていくのかということをお聞かせ願えますか。

○教育部副参事

実際には、私どもでこういうプランをつくって懇談会に入っていくということになりますので、最終的には、どういう方向性でその議論を進めていくかについては、私どもが一定程度の責任を持って臨んでいかなければならないと思っております。

○千葉委員

先ほどお話がありましたけれども、どこの学校に行くのだろうという御意見もあったのですけれども、逆に、市のほうにしっかりと責任を持って早くやってほしいという意見もあるのですね。まさか行政側が子供たちのためにならないようなことはしないのだという保護者の方もいます。とにかく子供たちが先ほど言ったようなこの学校に行くのか、これから生まれる子供はどこに行くのかという不安感というのは、ある意味、出てきてしまっているということを非常に感じていますので、ただ意見を聞く云々だけではなくて、市としてはこういう考えなのだという事もしっかりと教育部としても訴えていただいて、私もスピード感を持ってやっていただきたいというふうに思います。

○齊藤（陽）委員

我が党としましては、基本的に、関係者の十分な理解の下に、スムーズな実施を求めるということで、今回の地区別懇談会に入っていくという部分についても、基本的に地区別懇談会の流れの経過をしっかりと見守りたいという立場でございます。基本的にはそういうことなのですけれども、先ほどの議論とも若干重なりますけれども、今後の議論の前提になると思いますので、二、三、確認をさせていただきたいと思います。

◎児童生徒数の減少について

児童生徒数、あるいは学級数の推計と実数との比較ということなのですが、4月12日時点での新入生を含めた形での児童生徒数ということで出ていると思うのですが、今回の適正化基本計画は平成21年の11月に策定されたわけなのですが、この時点で22年度の児童生徒数が、小学校で5,613人、中学校が3,042人、合計で8,655人というふうに推計されているわけなのですが、この部分と4月12日現在の実数との比較をお願いしたいと思います。

○（教育）学校教育課長

基本計画の資料 2 ページに載せています平成22年度の推計の数字ですが、小学校5,613人に対して、4月12日現在の小学校の児童数は5,694人、マイナス119人となっております。中学校3,042人に対して2,973人、マイナス69名となっております。

○教育部次長

今、学校教育課長が答弁した平成22年度の4月12日現在の人数でございますけれども、在籍数は通常の学級の人数、子供数を話したものであります。御案内のとおり、通常の学級、それから特別支援学級とございます。特別支援学級に在籍している子供は、本年4月12日時点で小学生は81人、それから中学生が33人おりますので、小学生全体としては先ほどの通常の学級の人数と合わせますと5,575人、それから中学生は3,006人ということになってございます。

○斉藤（陽）委員

今の5,575人と3,006人という数字と基本計画資料編 2 ページに載っているこの平成22年度推計の小学校5,613人、それから中学校が3,042人というのは、後者の後から特別支援学級も含めた数と対応しているということですね。

○教育部次長

厳密に申しますと、少し差がございます。小樽市内に在学している子供のほかに、小樽市の市立小中学校以外に在籍している子供も、端的に言いますと養護学校、いわゆる特別支援学校ですね。それから、中学校にあっては私立の学校もおります。基本計画の資料の数値につきましては、住民基本台帳の人数といういわゆる生数字というものでございますので、その辺の差は出てございます。

○斉藤（陽）委員

若干のそういう誤差はあるのでしょうけれども、いずれにしても平成22年度の推計値は、21年11月時点の推計よりも下回って出てくるということは間違いのないところですね。

それで、次にブロックごとなのですが、今回の適正化基本計画でブロックが分けられているのですけれども、21年に策定された適正化計画の資料編の年度別の推計を見ただけでも、21年度と比較して22年度は減っているところが結構あるわけです。特徴的なところを見ると、小学校では塩谷、高島、長橋、緑、天神、このあたりが結構目立って減っています。あるいは、東部地区の桜とか朝里とか銭函といったところも21年度に比べて結構減っているわけですが、これは現実の数字がどうなっているのか。ちょっと地域ごとに分けた形で御説明をいただけますか。

○（教育）学校教育課長

平成22年度の実数ですが、普通学級だけの数字で申しますと、塩谷・長橋地区につきましては、実数が834名でございます。推計のほうは、838名という数字をとっております。高島・手宮地区につきましては、推計をしたときには690名に対して普通学級だけで672名です。中央・山手地区につきましては、推計が1,281名に対して普通学級1,257名となっております。南小樽地区につきましては、推計が775名に対して実数が751名となっております。朝里につきましては、推計が1,479名のうち、実数が1,435名です。銭函につきましては、推計が550名に対して545名となっております。

中学校につきましては、塩谷・長橋地区は、推計が432名に対して実数は427名となっております。高島・手宮地区につきましては、推計が393名に対して、実数、普通学級は383名となっております。中央・山手地区につきましては、推計が723名に対して実数717名です。南小樽地区につきましては、推計328名に対して実数が310名となっております。朝里地区につきましては、推計880名に対して実数が855名となっております。銭函につきましては、286名に対して実数は281名となっております。

○齊藤（陽）委員

今の特別支援学級とかが入っていないということですから、若干これよりは近づくのでしょうかけれども、やはり推計値よりは下回って出てくるという傾向が見えると思います。これと、いわゆる適正化基本計画の策定時の推計値とさらにその前の平成21年2月の適正化基本計画（素案）の段階で出ていた26年度までの推計という表がありまして、その22年度分の推計値と比較しても、やはり小学校、中学校ともに推計値を下回って出ており、新しいものほど少ない数字になって出てくる傾向があります。先ほど議論もありましたけれども、今後の児童生徒数の推計に与える今回の22年度時点での減の影響といいますか、今回、こういう減り方をしたということは、これはある程度傾向としてずっと引っ張って行って今後も続くとした場合に、今後の児童生徒数の推計に与える影響についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育部長

全体的には、小中学校合わせた全児童数ということでは、一定程度の傾向を示すことはできていると思っています。1パーセントなり2パーセントの減少という傾向は出ます。当然、これから議論になるのは、5月17日から地区に入るわけですから、この地区でどういうふうになるのか。もっと言うてしまうと、プラン1ではこういう推計になるけれども、本当にこれが確保できるのかという、その辺の議論になっていくと思います。さきに言いました例えばどのプランでもいいのですけれども、五十何人で2クラスになっているところというのは、まず、統計的には大丈夫だろうと思っていますけれども、41人、42人で2クラスといったところについては、私どもは、相当厳しい見方をしており、その部分も含めて地域懇談会では説明をしながらやっていかなければならないというふうに思っています。

ですから、変な言い方なのですが、全部2パーセントずつぐらい落としてつくるというやり方もあるとは思いますが、ただ、私どもとしては、地域に行くときに、どこをベースにして議論するかと言えば、今生まれている子供が何年生になるときというのはこういう姿だという形で見せることがやはり今はいいだろうと、そういう判断をしているというところは御理解いただきたいと思っています。

○齊藤（陽）委員

そこら辺のわかまえ方というか、見積もり方という部分だと思うのです。またこれから各ブロックのプラン、パターンに具体的に入って、それを評価検討していくときに、この状態がずっと続くわけではないのだと、それからさらに1パーセントなのか3パーセントなのか、数パーセントのダウンが毎年あって、そういう減少傾向の中で判断しなければならないという、さらに状況が厳しさを増す中での判断が要求されるという部分を……。

（「社会的な変化があるのだからね」と呼ぶ者あり）

そこら辺を加味した議論といいますか、それを前提に共通理解を持った上でみんなで考えていくべきだという、そういう基本ラインを最初に一応確認するというのも必要ではないかというふうに考えるわけですが、どうでしょうか。

○教育部長

いわゆる学校再編をなぜしていかなければならないかという、まず基本ベースのところなのです。確かに、先ほどちょっと申し上げましたけれども、平成5年に生まれた子供が936人ですけれども、現実的に小学校1年生になった子供は71人に落ちているわけです。ですから、今の住民登録から考えても落ちざるを得ない状況になっているということが一つあります。

ただ、もし基本計画をお持ちであれば、資料編のところの1ページ小樽市の年間出生数の推移を見ていただきたいのですが、来年小学校に入学する子供というのは平成16年生まれなのです。この年は815人です。前年と比べて120人も落ちた年なのです。さらに、住民票は出入りがありますから、きっと落ちると思います。17年生まれは756人なのです。ですから、この学校再編というのは、個別でそれぞれいろいろな御意見をお持ちだということは十

分かりますけれども、こういうところから見ても、やはり急がなければならないという、その辺もまずは御理解
いただいて懇談会をしていかなければならないというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 01 分

再開 午後 3 時 24 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○山口委員

◎量徳小学校について

本日の委員会は、いよいよ新病院に関して、市長も量徳小学校の関係者の皆さんにお話をされたり、教育委員会
のほうでも何度も P T A との協議や地域との協議もやっていたらという事で、連休明けには、早速、量徳
小と懇談会をされるという事で、いよいよ病院のほうも大詰めなのかなと感じております。やはり、病院も、私
の知り合いが入院しているものですから何度も行くのですけれども、本当に待たないではないかと思っております。
やはり、地域医療というのは教育と同じように非常に大事ですから、遅滞のないようにぜひ進めていただきたい
という意味で、今日は病院についての質問があるのかなと思ったかもしれませんが、これからの段取りをき
っちりお聞きしたいと思います。

地区別懇談会について言うと、5月17日にまず潮見台小学校で行いますね。潮見台小というのは、特に量徳小の
統廃合の対象地域の中に入っているわけです。このときに、当然、量徳小の話も潮見台小の方には御説明になると
思いますが、若竹小学校も関係するのですけれども、懇談会は5月22日になっていますね。この辺は、粛々と日程
どおり行っていくような形になっておりますが、これは量徳小の統廃合の問題、いわゆる病院の問題と関係がある
のですけれども、基本的には統廃合の問題は後でもよしとお考えになってこういう日程を組まれたと思うのですが、
いずれにしても、私は、この対象地域、潮見台と若竹と量徳とあわせて、ここを一番重点的に進めていただきたい
と思っておりますので、その辺の進め方についてお聞きしたいと思います。

○教育部副参事

冒頭の懇談会の日程の報告の際に、委員の皆さんのお手元にある懇談会のスケジュールにつきましては、41校を
対象に一巡する、そういう前提で話をしております。

なお、今、山口委員からございました南小樽地区の A グループと言われている量徳、潮見台、若竹につきましては、
懇談会とはさらに別な形で説明会等々をしていく必要があるということで、まず、量徳小学校については5月
の連休明けに何とか設定できないかということで調整を進めてございます。そこで、一定程度の話が出れば、当然、
潮見台小学校は17日からですから、その際に話ができると思っておりますけれども、若竹小学校については5月22日です
から、そこまでには時間がございますので、それ以前に何とかコンタクトをとってその計画をお話できないか、
そういうようなことは考えております。

○山口委員

それはよくわかります。量徳小学校は連休明けにすぐ説明会をされるということなのですから、量徳小学校
の保護者の皆さんに了解を得られたというようなめどがこの時点でつけられるというふうに思っています。

すか。

○教育部長

前回の当特別委員会でも報告させていただきましたけれども、直近では 2 月 23 日、その前の 1 月 12 日の説明会に市長も参加して話をしております。私どもとしては、できるだけ丁寧な説明をこれまでできております。ただ、残念ながら、その説明会の中で、そこに来ていた参加者の皆さんがよしよかったという形にはなっていないのも事実です。やはり、まだ病院に対して、あるいは、この私どものつくりました学校再編プランについてもいろいろな意見をいただいております。ただ、私どもとしては、量徳小学校で実施された昨年のアンケートといったことも含めまして、できる限り答えられる部分では、丁寧な説明をしてきたという経過もございますので、ここに示しているプランの中でも、教育委員会としては、南小樽地区の小学校 A グループは潮見台小学校が統合校として適切だという判断をしておりますので、ぜひそれに対して御協力をいただけるような説明をさらにしていきたいというふうに思っております。

○山口委員

それで本当に理解が得られれば一番いいのですけれども、どこかで基本的には区切りをつけなければいけません。それは、丁寧な説明が必要ですが、私は、今、教育部長がおっしゃったように、この地区については、前回の特別委員会でもありましたけれども、潮見台小学校に統合をすると。校区についても、例えば量徳小学校については中学校区にあわせて 100 名程度が、花園小学校の校区のほうに移るといような一番合理的ではないかという考え方が示されており、皆さん大体、そんなところがベターな案というふうに思っておりますので、そういうことを基本的には御理解をいただいて、何とか病院問題について了解をしていただくということですね。

私は、適正配置の問題も大事ですが、病院の問題も本当に同じように待たないと思うのです。学校の問題もそういう意味では待たないですから、1 回失敗しているわけですからね。これはやり直しもききませんので、そういう意味では非常に連携を一生懸命とられて、ある程度、見切るところは見切るということでやっていたかなければいけないのではないかと思います。

市長にもお聞きしたいと思いますけれども、次の定例会は 6 月なのですね。私は、次は代表質問でございますけれども、もうそろそろ基本設計に入る時期になっているのではないかと私は心配しているわけです。9 月までずれていいのかと。一定程度スケジュールとして、今ここでお示しをいただければとは思いませんけれども、そういうふうな手順が組めればベストかと考えております。そういう意味で、今後、市長部局のほうで量徳小学校に対する働きかけですが、これは市長が出席されて地域に対してお話をされていると思います。5 月の量徳小学校の説明会には市長部局も出席されると思いますけれども、その辺についてどういうふうに対応されようとしているのか、それをまずお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長

今、お話がございましたとおり、昨年の 7 月から 5 回ほど、これはそれぞれ出席者が違いますけれども、市長にも 2 回ほど出ていただいております。量徳小学校の P T A の皆さんとさまざまなやりとりをしております。特に、本年 1 月には、主として建設地に関する基本的な考え方を市として決定いたしました。ただ、そのことをもって、終わりではありません、皆さんの御意見も聞きますという形でのつながりで、今、このように 3 か月ほどたっております。その後、教育委員会独自で、教育の中身、特に学校の方の中身がちょっと不十分だったものですから、説明会をしております。さまざまな御意見があるのは承知をしておりますし、私どもも一方では病院問題の決着までそう時間があると思っております。ですから、現在、鋭意、その詰めを行っております。特に、これまでも課題でありました財政的な課題の見通しも、まもなく平成 21 年度の決算が出てまいります。こういうものも視野に入れながら、そう遠くない時期に一定の判断をしなければなりません。ですから、今お話がありました 5 月の連休明けの量徳小学校の説明会というのは、そういう意味では大事な時期と意識をしております。

○山口委員

手違いのないように、肅々とスピーディーにこのことの決着をつけてもらいたいとお願いをして、この件についての質問は終わらせていただきます。

◎小規模特認校について

先ほど、北野委員が小規模特認校の質問をされているときに、話を聞いて私も少し興味を持ったのです。これは、具体的にどの学校として残しなさいということではないのです。ただ、社会的な事情が、今いろいろ問題を抱えた児童が出るような状況に残念ながらなっているわけですね。結局、学校に相当社会のひずみが覆いかぶさって、教職員も大変な苦勞をされているということを聞きます。そういう意味では、普通の学校に適応しないような子供というのはたくさん出ていると思いますので、そういう方々を受け入れる、地域内だけでなく、地域外の人も含めて、環境のいいところで、例えばケースワーカーなんかも配置して子供の面倒をみるような、そういうシステムというか、地域でのそういう新たな教育機関みたいなものをそろそろ考える時期なのではないかと思います。

これは、文部科学省などにもフォローしていただかないと、地域だけでやるのは難しいかもしれませんが、一定程度、この実施計画の中でやるべきかどうかは別にして、別枠でそういうものも検討したり、研究したりすることは必要ではないかというふうに感じましたので、ぜひとも今後も研究をしていただきたいと思いましたので、そういうことについて申し上げました。今後、必要ないというのであればそれで終わりですけれども、研究される余地があるのかどうかだけ聞いておきたいと思います。

○教育部長

小規模特認校の古くは、たしか札幌市の盤溪小学校が昭和52年ぐらいからやっていたと思います。私自身も、ホームページを見ているんですけども、先ほども次長が説明しましたが、マイナス要件ばかり言うと怒られたのでそれは言いません。プラス要件もたくさん載っています。

ただ、今、山口委員がおっしゃった部分で、小規模特認校が、例えば不登校などの子供たちを集約する学校にするということ自体は、絶対できないと思っています。それには反対です。それは、教育委員会の中にふれあい教室という一つのグループを持っていますから、今の学校というシステムの中でそういう学校をつくるということには反対です。ただ、自然や環境などを生かした学校づくりという部分では、私どもは、改めて古くからやっている盤溪小学校、あるいは先ほど北野委員のほうからも出ております野幌小学校等を含めての研究はしていかなければなりません。ただ、それときっちりこの学校再編とリンクさせるということであれば。

(「そんなことは言っていないよ」と呼ぶ者あり)

またちょっと違う課題になるというふうに思っております。

○山口委員

議論は分かれて当たり前ですから、私も研究したいと思います。

◎学校の跡利用について

もう1点、これはいつも私が言っていることなのですが、統廃合で20校も廃校になり、校舎は余るわけです。このことについて、どうも適正配置がある程度めどがついてから検討すればいいのではないかなという話になっている雰囲気ですけども、そうではなくて、これだけ校舎が出るわけですし、いわゆる地域の社会的ニーズの中で再活用というものが当然生まれてくるわけですから、そここのところの研究は絶対に大事だと思うのです。そういう意味でずっと申し上げておりました。

5月12日、13日は東京都に行き、今、東京都がやはり同じような統廃合計画を持っておりまして廃校ができた。それについて、私は前から、いわゆる老人福祉のほうで活用できないかという事例を調べていたところでありまして、東京都が新宿区と渋谷区のほうでそういうふうな活用を、これは民間がやっているわけですが、都が20年無償貸与ということで、あとは民間がその施設の運用をしている例がありますので、それを施設のほうに出

向いていろいろ聞いて研究してこようと思っておりますので、また、その件については報告を申し上げたいと思っております。

いずれにしても、地域のニーズを取り入れるときには、特に今小樽は高齢化が進んでおりますし、いわゆる介護施設もたくさんできておりますけれども、そこからあふれる人がたくさんいらっしゃるということで、いろいろ隘路があると思うのです。ただ、今、政府もかわりまして、基準もある程度地域に即応して一定程度任せていただけるようなことになってくるというふうに思っておりますので、そういう意味で、政策の今後の推移を見ながら地域のニーズに合わせて廃校利用がされていければ非常にいいと思っておりますので、ぜひとも今からいろいろな事例を研究していただきたいというふうに思っております。

以前に、例として出しました広島県の福山市の近くの小島総合福祉施設、これも結構早い時期から高齢者の施設として国の補助金もいただきながら運営しているようで、前の学校の基準のままでもこういうことをやっているところもあるわけですから、そういうことも含めて研究して、非常におもしろいインパクトのあることをぜひ小樽でもできないかと。やはり地域の中核になっている学校や施設がありますので、校舎だけでなく、運動場である敷地も、例えば私は市民農園にしたいということも含めていろいろ話をしたり、今の学校でも残すことはできるのではないかとという提案も申し上げた一人なのですけれども、そういうふうに地域に本当に喜ばれて、また地域の新しい核になるような、そういう裁量が本当にできれば、地域の方々も今回の統廃合で非常によかったという評価にたぶんなると思っていますので、私は、やはり、統廃合とあわせて跡地利用というのは非常に重要な課題だというふうにとらえていただいて研究、検討をお願いしたいと思います、その点について抱負を伺えればと思います。

○市長

統廃合でどこの学校が残るか、対象になって廃校になるか、これからわかるのですけれども、ただ、学校自体の耐震化が進んでいないという状況もあって、すぐに再活用できるかどうかという問題もありますので、そういったものの調査もしなければならぬだろうし、それから、場合によっては地域の防災の拠点、避難所の問題もありますから、そういったトータルで残すか残さないか、それから市で利用するのか民間に利用してもらうのか、いろいろな使い方もありますので、それも地域の人のニーズなども含めて、意見を聞きながら、これから取り組んでいかなければならない課題だと思いますので、そういったことを十分認識しながら考えていきたいと思っております。

○山口委員

もう 1 点ですけれども、これも、前回の当特別委員会で申し上げた大分県の豊後高田市です。ここは教育委員会が中心になって学習支援をやっているということで、現場を見てくるつもりでおります。ちょっとお話を聞きましたら、いわゆる教職員組合と相当議論があって、その中で強引に実施されたところもあるようですけれども、そういう課題を当然この地域も抱えておりますので、そこについてもいろいろヒアリングをして、やはり地域の活用ということで、連携という意味では非常にいい事例だと思いますので、勉強して、またお知らせをしたいと思っておりますが、そういう点についても、いろいろと隘路があるまま進んでいますが、やはり地域の力をぜひとも活用していただきたいと、OBの教員もいっぱいいらっしゃいますので、地域ぐるみで本当に子供を教育していかないと、家庭に任せておいたら大変難しい問題がいっぱい出てくると思っておりますので、何とか小樽でできる範囲の小樽方式で学習支援などもできるようなシステムができればいいと思っておりますので、引き続き、できないというふうにおっしゃらないで、我々も協力しますので検討していただきたいと思っております。その点について、同じ答弁になると思っておりますけれども、お答えをいただいて、私の質問は終わりたいと思っております。

○（教育）指導室主幹

ただいまありました豊後高田市の話ですけれども、学校現場のいろいろな実情もございますので、その部分も考えながら、地域の力ということではいろいろな人材の御協力もいただいております。確かに、学力という面も含めまして、今後はいろいろな面で考えていかなければならないと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会の質疑に移します。

○成田（祐）委員

適正配置を含めて、前回も話をしていますように、基本的にはこのとおりにやっていただいて問題ないのではないかというふうに思います。ただ、やはり、保護者からの視点の部分で、まだもう少しどう考えているのかお伺いしなければいけないところがあるので、何点か質問したいと思います。

◎地区別懇談会について

今回、こういったピンクの回覧の紙を回されて、地区別懇談会の話が出ていますが、先ほど佐藤委員からも御指摘があったように、やはり同じような説明会という印象をどうしても受けてしまうわけなのです。たぶん、教育委員会の皆さんは、慎重に慎重を重ねて意見を聴取しているところだと思うのですが、毎回開かれている会がどこまで議論するのかということが書かれていないので、保護者の方もどこまで話を追求していけばいいのかというところが、毎回これはばらばらになってしまうというか、わからないと思うのです。そのような中で、今回は初めてこういった図になって出てきました。ブロックの区分けが出てきて、ここで保護者の皆さんが考えるのは、実際にこういうふうに校区が分かれた場合に、自分の子供の通学はどうなるのだろう、どのぐらい時間がかかるのだろう、安全面はどうなのだろうというところが、今回、質問として重点的に出てくるのではないかというふうに私は考えるわけなのです。

そこで、資料として安全面の部分も添付して今後地区別懇談会に臨まれるのか、統廃合をする場合、A校とB校があれば、そのどちらかになるわけですね。統廃合案を出しているということは、A校になるかもしれないし、B校になるかもしれない。でも、その間に、例えば国道があったり、交通難所があれば、A校になってもB校になってもそこをまたがなければいけない生徒が出てくるわけで、そういったような交通難所の問題であるとか、具体的な話が出てくると思うのですが、それに対してどのように質問をとって答えていくのか。又は、学校ごとにそういった安全面に対して返答できるように何かしら検討されてから、今後の地区別懇談会に臨まれるのか気になったのですが、そこをお答えいただけますでしょうか。

○（教育）荒木主幹

今、委員がおっしゃいましたとおり、保護者の皆さんにとっては、通学方法がどんなふうになるのかというのは大きな関心事でありまして、教育委員会といたしましても大きな課題であると認識しております。

ただ、今回、地区別懇談会に入りますけれども、その段階で通学方法、通学への不安などいろいろな形での御意見が出てくると思っております。基本計画で示しておりますけれども、その部分については、教育委員会として何ができるのか、不安解消に努めていくという姿勢で進めていきたいと思っております。

今、委員が言われた資料の部分に関して、地区別懇談会に入る前に当たってはいろいろなパターンがありますので、それを一律にまた提示するというのは、正直に申しますと大変な作業でございまして、まず、今回の開催に当たりましては、統合の対象となる学校の位置関係や通学区域とかがわかるような形での資料を用意しまして、そこでまず、先ほど申しましたたたき台となる複数のプランを示した資料とともに、この中で地域の皆さんに意見交換をしていただきたいと思いますと考えております。

それで、一巡しますけれども、その中で今委員が言われたように通学路の不安という話も出てくると思われますので、それに関しましては、2回目以降の懇談会をどういう持ち方をしていけばいいのかという部分につなげていきたいと思っております。

○成田（祐）委員

たくさんプランが出ている中で、全部が全部、そういった安全面に関して、すぐに説明できるかという、そ

これは非常に大変だと思うのですが、全部のプランで共通している交通難所、それこそ大きな道路であるとか、最低限そのぐらいはあらかじめ考えていただいております、必ず聞かれるという気がするので、ぜひ早めにその部分は検討していただければと思います。

やはり、今回の統廃合に関しては教育とか財政の部分などでいろいろなメリットがあつてこういうふうに行われていると思うのですが、少なくとも小樽市の財政が不安なので懇談会に来ましたという人はいないと思うのです。やはり、保護者の皆さんは自分の子供のために来ると思うので、どうしても意見としては子供の通学とか教育の部分に話が集中すると思うので、ぜひその部分は改めて準備を手厚くしていただきたいと思います。

次に、2点目なのですが、また地区別懇談会の話なのですが、統廃合に関して、メリットという部分が出てくると思うのです。それをなしにして統廃合は行わないと思うので、例えば、ある中学校ではことこの学校ができて、人数も多くなったし、指導できる教員が増えたので部活の数が増える、サッカー部ができるようになりましたというようなことを、地区ごとである程度の枠が決まった部分で、そういったことも話として出せるのではないかなと思うのですが、そういったメリットの話というのは今回の懇談会でされていくのでしょうか。

○（教育）荒木主幹

今、委員から御指摘のあった部分でございますけれども、これにつきましては、基本計画でいくと5ページに学校数から見た小規模校の特徴と課題ということで載せております。この中にも、今御指摘にありました中学校の部活動についても載せております。その地区によって特徴がございますので、学校によっていろいろなパターンがあると思われまます。その中で、やはり具体的にこういうものに関してはできますとか、保護者の方々がイメージしやすいような説明に努めてまいりたいと考えております。

○成田（祐）委員

やはり、保護者の皆さんは統廃合になると不安な部分が多いと思うので、やはりメリットの部分もしっかりこれから先できることをある程度、枠が決まったところに関してはそういう部分をどんどん打ち出していかないと、逆に国の方針で統廃合をやっています、とりあえずやってみましたというのでは、やはり保護者も不安になってしまうと思うので、少しずつ、メリットと思われるところをアピールしていてもいいのではないかなというふうには考えています。

◎スクールバスについて

ちょっと話を切り替えて、スクールバスの運行についてお伺いしたいと思います。

以前からも何度か話をさせていただいているのですが、今のスクールバスは、全部、生徒専用のバスということでスクールバスを運行されていますが、今後、やはりこれだけ広域で行われることですから、既存の路線バスの大体は中央バスですが、それをどの程度活用することを考えているのか。貸し切りだけでバスを運行してしまうよりも、既存の路線バスも併用しながら使うことで、児童生徒が通常のバスが走っている時間に乘ってしまえば本数も多いわけで、利便性もよく、チャーターしないで済むという部分で、市の負担する経費を考えると、独自運行だけではなくて、状況に合わせて併用していく形がいいと思うのですが、そういった部分に関してどのようにお考えでしょうか。

○（教育）学校教育課長

スクールバスの運行に関しましては、交付税措置がされる部分もありますけれども、路線バスと比較した場合には、経費の負担の面から考えますと、スクールバスの運行のほうが負担が大きいということがあります。ただし、一概にこれだけをもってスクールバスという話にはならなくて、今後、地区別の懇談会が実施される中で、やはり、どういった意見、要望等があるかというところを整理しまして、路線バスの利用等も当然出てくるかもしれませんが、そういったことで考えていきたいと思っています。

○成田（祐）委員

スクールバスの交付税措置というのは、バスの本数とかはある程度制約があるものなのですか。それとも、たくさん本数を出そうと思えば出せるようなものなのですか。

○財政部長

手元にちょっと詳しい資料を持ってきておりませんが、交付税上の考え方は、スクールバス 1 台があれば幾らという定額で普通交付税のほうに算入されていくかと思っております。ですから、実際の運行状況とか、児童数というものではなくて、何台のスクールバスを抱えているかということによると思っております。

○成田（祐）委員

以前も話したとおり、特に中学生は部活動とかで帰る時間がまちまちだということがあるので、児童生徒と市にとって一番いい方法を探していただきたいというふうに考えております。特に、統廃合になった後、遠くの中学校に通わなければいけない生徒からは、たぶん、スクールバスの話もいろいろ出てくると思いますので、ぜひお願いいたします。

◎学校の耐震化について

次に、統廃合したときの、特に金銭にかかわる部分をお伺いしたかったのですが、仮に、統廃合する前の既存の学校で耐震化、若しくは改築という形で学校を建て直すということを行った際の費用というのはどのぐらい見込まれるのか。逆に、統廃合してしまって、ある程度集約化して、要は 20 校減らした状況で耐震化と改築をした場合を比較してどの程度お金がかからなくなるのかということをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○（教育）総務管理課長

現行の校数のままの耐震化と、それから統廃合後の耐震化の比較だと思いますけれども、まだ統廃合後の学校はどこということが決まっていますので、大まかな形で答えさせていただきたいと思えます。

まず、耐震化のほうなのですが、41 校中、校舎全部が耐震化されていない学校が 18 校ございます。それから、部分的に耐震化されている学校が 11 校ございます。ですから、耐震化が必要なのは、41 校中 29 校という形でございます。それで、これを耐震補強をいたしますと、I s 値ですとか、それから面積ですとか、諸条件がありますけれども、大体、大まかに約 1 億円だというふうに思っていたら、それが 29 校だと約 30 億円程度ということになります。

それから、改築につきましては、屋体は新耐震で改築の必要がなく、校舎だけと改築するとか、いろいろな条件がございますけれども、菁園とか稲穂の例で考えると、大体 15 億円です。全部建て替えれば 20 億円程度ですけれども、そこら辺もありますので、15 億円程度と考えると、これを 29 校にいたしますと 435 億円なのです。学校再編プランの方にも書いてありますが、40 年超の学校が 6 校ありまして、それらの学校は、もう耐震補強ではなくて建て替えということで前から説明させていただいておりますので、そうすると、15 掛ける 6 校で 90 億円程度ということになります。その辺は組み合わせという形になりますので、大まかに言いましても 100 億円以上と申しますか、その辺の違いが総事業費で出てくるのかなと思っております。

○成田（祐）委員

当然、学校が決まっていないので細かい数字は出るとは思っていなかったのですが、上下あっても相当の金額がそれだけかからずに済む方法もあるということだと思っております。逆に、今後、やはり統廃合を進めるに当たって、当然、学校の校舎の数が少なくなると、では、予算を箱に使うのではなくて、教育に関する予算の部分にかわりに投資をしてもっと教育力を上げていくのだと、100 億円がそのままスライドするとは到底思わないのですけれども、少なくとも今やっているよりはもっといい教育をするために、集約をするのだという形で市民の皆さん、保護者の皆さんに説明していく必要があるのではないかと思うのですが、その辺の見識について最後にお伺いしてよろしいでしょうか。

○（教育）総務管理課長

今、委員からお話があったことをごさいますけれども、基本計画の冒頭の 1 基本計画策定の趣旨というところの中ほどで、「校舎などの学校施設の老朽化に的確に対応を図りながら、将来を見すえて、本市の学校教育のめざす姿の実現のためにも、限りある資源の重点的な投資による効果的な環境整備が必要となっています」ということをうたっておりますし、先ほど山田委員の御質問にも答弁いたしましたとおり、再編計画の中では学校再編とよりよい教育環境づくりということをやっておりますので、そのあたりから見まして、委員がおっしゃっていることと方向としては同じであるというふうに考えます。

○成田（祐）委員

ぜひ、これからの保護者との説明の中でも、やはりメリットが見えてこないとなかなか不安になってしまいがちだと思うので、そこら辺は、あまりにメリットを押し出し過ぎるのも逆に不信感を抱きますが、できるところはそういう形なのだとすることを改めて説明して進めていただきたいと思います。

○委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。